

フィッシング等を手口とするインターネットバンキングに係る不正送金事犯の
取締り及び被害防止対策の推進について（通達）

官本サ対第573号

令和5年6月5日

（概要）

本通達は、フィッシング等を手口とするインターネットバンキングに係る不正送金事犯に関し、発生状況や犯行手口等を踏まえた取組方針を定めるとともに、取締り及び被害防止対策を推進するよう指示したものである。